6. 事後調査計画の変更

事業計画の変更(工事工程の変更)に伴い、事後調査計画も変更を行った。

変更点としては、当初、計画地北側の JR 東海道新幹線の高架下道路拡幅工事（補助 163 号線の拡幅工事）も含めて平成 30 年度に完成することとしていたが、鉄道事業者による工事期間が令和 4 年度まで延長することとなった。工事箇所の近傍は工事の作業ヤードとして使用しており、この部分の防風植栽については高架下道路拡幅工事の終了後に整備する予定である。

これにより、外構工事期間が延長となり、計画地北側の防風植栽を高架下拡幅工事の終了後に整備することとしたため、計画地北側の風環境調査については防風植栽の整備後に実施し、「工事の完了後その 2」として報告することとした。

変更前後の事後調査計画は、表 6-1 に示すとおりである。

表6-1(1)　事後調査の工程及び事後調査報告書の提出時期【変更後】

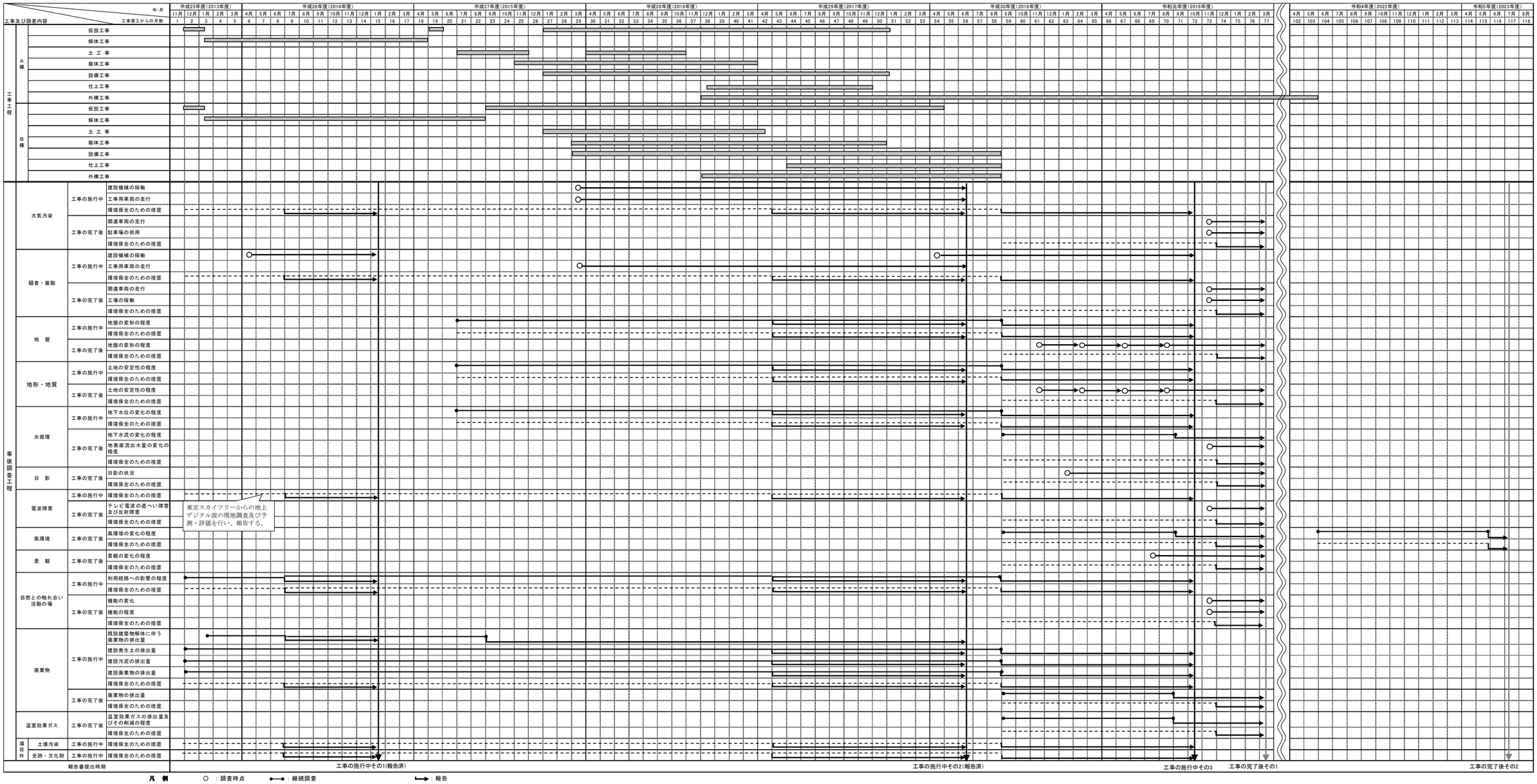

凡 例　○：調査時点　●―●：継続調査　└→：報告

- - -：継続して調査し、原則として予測した事項及び予測条件の状況の調査終了後に報告するが、必要に応じて継続中にも報告を行う。

表6-1(2)　事後調査の工程及び事後調査報告書の提出時期【変更前】

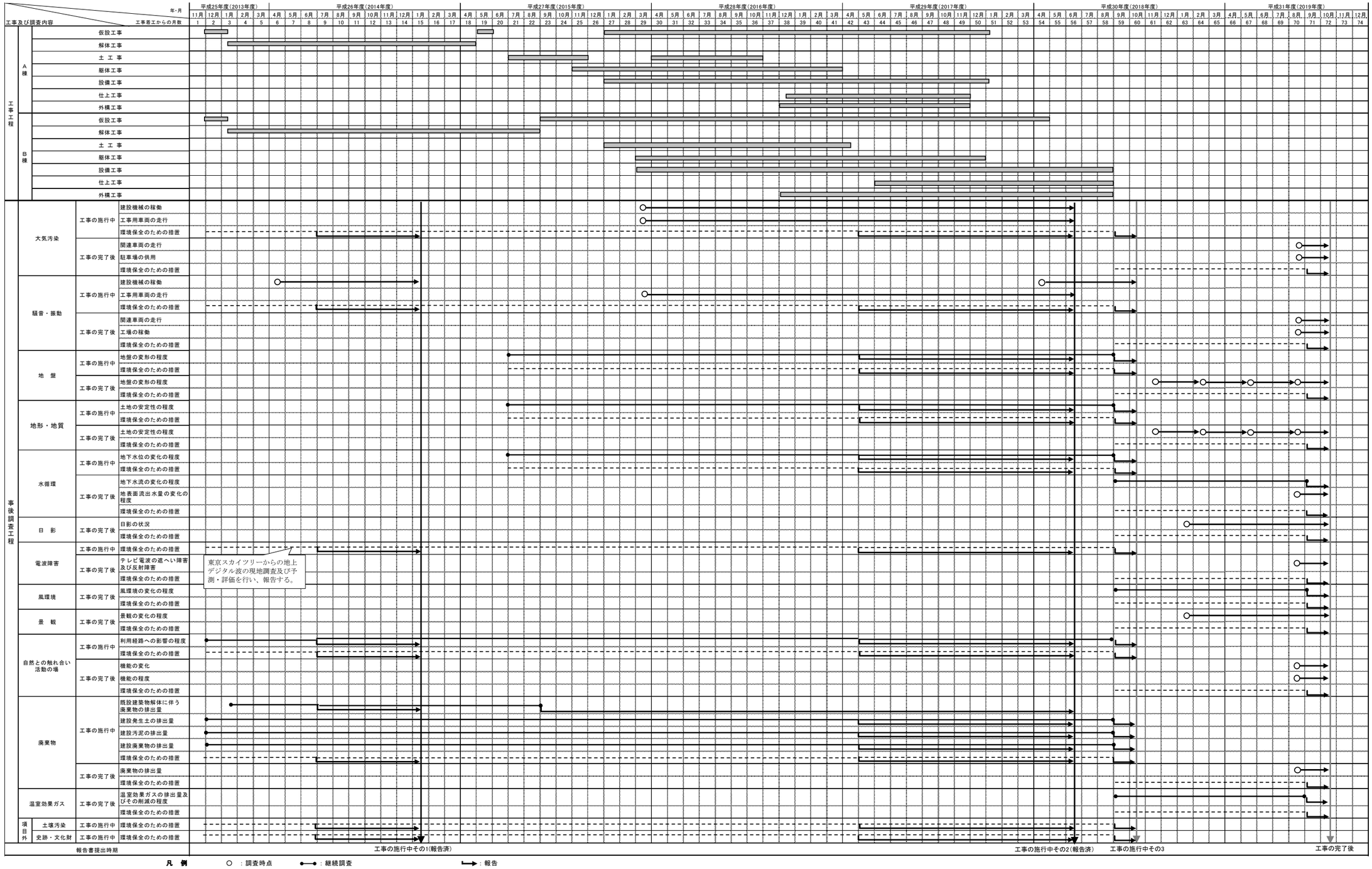

凡　例　○：調査時点　●―●：継続調査　→：報告

- - -：継続して調査し、原則として予測した事項及び予測条件の状況の調査終了後に報告するが、必要に応じて継続中にも報告を行う。